

# 建設業法等の一部を改正する法律（平成26年6月4日公布）

建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）  
・浄化槽法・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

## 背景

- 近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生。
- 維持更新時代の到来に伴い解体工事等の施工実態に変化が発生。

→離職者の増加、若年入職者の減少等による将来の工事の担い手不足等が懸念

→維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保が急務

## 建設工事の適正な施工とその担い手の確保が喫緊の課題

## 概要

### ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保

- ①ダンピング防止を公共工事の入札契約適正化の柱として追加【入契法】  
→見積能力のない業者が最低制限価格で入札するような事態を排除
- ②公共工事の入札の際の入札金額の内訳の提出を義務付け、発注者はそれを適切に確認【入契法】  
→談合の防止
- ③建設業者及びその団体による担い手確保・育成並びに国土交通大臣による支援の責務を明記【建設業法】  
→手抜き工事や下請へのしわ寄せを防止

### 維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保

- ④建設業の許可に係る業種区分を約40年ぶりに見直し、解体工事業を新設【建設業法】  
→解体工事について、事故を防止、工事の質を確保するため、必要な実務経験や資格のある技術者を配置
- ⑤公共工事における施工体制台帳の作成・提出義務を小規模工事にも拡大（下請金額による下限を撤廃）【入契法】  
→維持修繕等の小規模工事も含め、施工体制の把握を徹底することにより、手抜き工事や不当な中間搾取を防止
- ⑥建設業許可に係る暴力団排除条項を整備（※）するとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合に公共発注者から許可行政庁への通報を義務付け【建設業法】【入契法】  
→建設業・公共工事からの暴力団排除を徹底

※許可が不要な浄化槽工事業・解体工事業の登録についても暴力団排除条項を整備【浄化槽法】【建設リサイクル法】

⑦その他、許可申請書の閲覧制度について個人情報を含む書類を除外する等、必要な改正を措置

（※）公共工事の品質確保の促進に関する法律

## 品確法（※）改正等の入札契約制度の改革と一体となって、現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工とその担い手の確保を実現

### 経緯

- ▶ 4/4 参議院本会議可決（全会一致）
- ▶ 5/29 衆議院本会議可決（全会一致）
- ▶ 6/4 公布

### 施行日

- ▶ 公布の日（H26.6.4）に施行（③）
- ▶ 公布の日から1年以内に施行（①②⑤⑥⑦）
- ▶ 公布の日から2年以内に施行（④）